

平成30年あきる野市農業委員会 11月総会議事録

平成30年11月22日（木）午後1時30分、平成30年あきる野市農業委員会11月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・兵頭勲・小川金二・堀江建夫
田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、金子公晃

議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成30年あきる野市農業委員会11月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。産業祭におきまして、皆様の多大なるご尽力をもちまして、農業委員会の役割をすべて無事に終えることができまして、ありがとうございます。また、東京都農業祭の品評会におきまして、西多摩で野菜で初めてとなります、すごい、農林水産大臣賞というのを、当委員であります田中正治委員が受賞されましたので、お喜び申し上げるとともに、ご報告いたします。また、今週、明後日ですが、農ウォークがありまして、またこれも農業委員の1年に1回の一大イベントでありまして、ぜひ、皆様お忙しいところですが、ご尽力いただきまして、無事農ウォークが開催され、終了することをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、11月16日にJ A東京南新宿ビルで開催されました平成30年度第2回事業推進協議会に、事務局の野口さんとともに出席いたしました。また、昨日は府中市大國魂神社で開催されました、平成30年度東京都農業感謝祭に出席してまいりました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は兵頭委員と谷澤職務代理となります。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いします。

(議長) はい。本日の出席委員は、田中英雄委員と笹本委員が欠席のため、農業委員13名、推進委員5名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、経由12を、事務局よりご説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成30年11月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・経由12 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは、転用理由の説明をお願いします。

(事務局) はい。続いて、転用理由を読み上げます。

(転用理由 朗読)

以上です。

(議長) はい。続きまして、経由12について、担当の小川委員、説明をお願いします。

(小川委員) はい。11月19日に事務局と一緒に現地を回ってきました。地図については、4ペ

ージをご覧ください。国道411号線、滝山街道沿いなんですけれども、●●●●●のちょうど真ん前というような形で、○○○○さんという家がありますが、これが実家です。今、報告があったように、大きな建物なんですけれども、大家族で住んでいるということで、この場所は傾斜地なんですけど、ご存知のように、●●●●●は山の所を削って●●を建てたんですけど、その流れでずっと傾斜になっておりまして、若干造成をして、ここに△△の建物を建てたいと。以前は栗が植わってたんですけど、栗はもう伐根されて端の方に寄せてありました。それで、○○○-○と書いてある所あたりは、農地としてきれいに耕して作付けしてありました。その他の所は草刈りができている状態です。よろしくご検討ください。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見、ございますか?・・・質問ございませんか?

それでは、ないようですので、経由12について、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして第2号議案、番号1について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料2ページをご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成30年11月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて、番号1について、担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは番号1について説明したいと思います。現地確認は19日に都合が悪く、1人で見て参りました。場所については5ページをご覧ください。●●●●●●●●の東側の所ですが、入り口は下側の●●●公園と●●●●●●●●の駐車場の間から入って行くようになりまして、南側に栗が植わっているのですが、かなり老木で荒れているのかなという印象を受けたのですが、北側の方はノラボウとかダイコンだとかイモ類とか、秋の野菜が植えられていました。ただ、作間と言うのか、草の方がちょっと多いかなと気になったのですが、農地として使っているということでは何ら問題ないと思いました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と谷澤委員より説明をいただきましたが、何かご質問はございますか?

(嶋崎委員) 五日市の会員になっているのでしょうか?

(議長) お父さんの時代にはなっていたと思います。

(嶋崎委員) 出荷先は、今は・・・?

(議長) お母さんもご存命なんですけれども高齢で、もう会員は退会されました。

(嶋崎委員) ああ、そうですか。じゃあ今は特に、販売先というは・・・?

(議長) それはちょっと分かりませんが、直売所には出してないです。

(嶋崎委員) ああ、そうですか。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号2について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。同じく2ページをご覧くださいと思います。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて、番号2について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。11月19日に事務局の金子さんと現地調査に行き参りました。現地につきましては、6ページをご覧ください。睦橋通りで●●と●●の間に●●●●●●とか●●●●●●の店舗があると思うのですが、その店舗の●側に位置するのが現地でございます。先月も納税猶予地の現地調査で問題がなかったのですが、今回もキャベツ、ネギ、ブロッコリー、ダイコン、ハクサイ、タマネギ等々、きれいに作付けされておりましたので、何ら問題はないと思います。以上です。お願いします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成30年11月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて、番号1について、担当の栗原剛委員、説明願います。

(栗原剛委員) はい。地図は7ページをご覧ください。19日に事務局の金子さんと現地調査をして参りました。場所ですが、地図の右手の方に●●●●駅がありますが、●●●●駅の裏の一段ちょっと上がった所が●●という地区で、そちらになります。現地の下側に秋川街道がありますが、この秋川街道とこの〇〇〇-〇の上にある道路、この間が実はかなり高低差がありまして、実際にはかなりの傾斜地となっております。現地を見て参りましたが、〇〇〇-〇の方は上の道路に近い方には植木が植わっておりました。△△△の方は竹林になっておりました、一応春にはタケノコが採れるという事でございました。現状、正直に言いますとかなり荒れて

いる状態で、お話を伺うと〇〇〇〇さんがご存命の頃は、〇〇さんが植木の手入れとか、植木の下所でちょっと野菜を作ったりという事をされていた、という風に伺っているのですが、相続が発生して以降、相続された〇〇□□□さんがなかなか、傾斜もかなりきつい所ですので、なかなか手を入れる事ができなかったという事で、今回買取申出という事になったようです。今回、主たる従事者証明という事ですので、現状を見ると正直あまりいい状況ではないのですが、〇〇さんがご存命の頃はしっかりと手を入れられていたというお話を伺っておりますので、そのあたり鑑みてご審議の方、よろしく願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と栗原剛委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？

(谷澤職務代理) あの、今、△△△の方から下の秋川街道がかなりの傾斜地という事なんですけど、△△△も傾斜地になっているのでしょうか？

(栗原剛委員) そうですね。上から下まで完全に傾斜地です。

(谷澤職務代理) そこに竹林があるという事で・・・

(栗原剛委員) そうですね。△△△の所が竹林で、△△△と下の秋川街道の所が、そこだけ直角に堀みたいになってて、更にきつい・・・そこは傾斜とかではなくて、そのままストンと落ちているような感じになっているんですけど、その上に竹林があって、なおかつ傾斜地で、〇〇〇-〇の上の道路まで続いている感じですね。

(谷澤職務代理) それを要は、買取申出だけ、それが宅地とかになっちゃったり・・・なるかどうか分からないけど、そういった場合、傾斜地とかで、他の方で規制とかは大丈夫なのですか？

(事務局) まあ、市街化区域なので、あとは建設局の方の土砂災害の警戒区域とか、そういうのにかかっているかどうかにもよるのですが、そういった指定がなければ問題ないのかなと思います。そこは直接こちらでは分かりませんので・・・市街化区域ではあるので、その後の活用は問題ないのかなと思います。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 1つ、教えてもらいたいのですが、今、△△△は竹林という事なんですけど、竹林として指定されているという事ですか？地目は？

(事務局) こちらは、地目は畑なんですけど、生産緑地自体は地目は畑でなくても、山林でも指定はできますので。

(嶋崎委員) 竹林として管理しても・・・？

(事務局) 問題はないです。

(嶋崎委員) なるほどね。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問は？

(小川委員) あの、駅から近いという事でいい条件なんだけど、建物が建ちそうもないような所ですね、市街化区域ですから、買取申出しても、市も買ってくれない、誰も買い取りがないという事になると、網だけ外れて、本人はずっと持っているやいけいないというような状況になって、それで畑の・・・要するにこれを出したことによって、税金は高い税金になっちゃうという部分については、市の指導としてはどうなんですかね？

(事務局次長) 逆に、この方の家族も、相続人がもう農業はできませんという事なので、逆に生産緑地のまま残されてしまった方が問題なのかな、という見解もありますので、一概に・・・

(事務局) ここが完全に建てられないと決まった訳ではないので、傾斜地ですけれども、多分、私の経験の中では〇〇〇-〇の方は建てようと思えば建てられるような場所かなと思います。

(事務局) 相続して1年以上経っている状況でもありますので・・・。

(議長) おそらく、あてがあるのでしょう。あの、ここに限らず伊奈もそうなんですけど、川沿いのすごい、こんな所が宅地並みですよ。相続というのは。それで、今回の案件は道路沿いなのでいいんですけど、皆さん家の裏なものですから、膨大な相続税をかけられて困るというのはよく聞くんですけど、その辺からすると相続税はそれなりに取られてると思うのですが、あてがあるので外してほしいという事で、出ているのではないかと思います。ご心配かも知れませんが、おそらくあてがあって、やっているのではないかと思います。他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1について〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。それでは、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。そうしましたら、11月の総会専決処理報告書をご覧ください。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、12月21日、金曜日、午前9時30分から、あきる野市役所5階、503会議室です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時55分